

會ヲ組織スルモノトス

第八條

工場分會ヲ組織セントスル場合ハ分會内規及ビ役員名簿ヲ本部ニ提出シ承認ヲ求ムルモノトス

第九條

工場分會ハ執行委員會ノ統制ニ從ヒ工場内ニ於テ労働組合ノ事業ヲ遂行スルモノトス

第十條

工場分會ニ總會及ビ幹事會ノ二ツノ機關ヲ置ク

第十一條

工場分會ニ役員トシテ幹事長一名會計一名幹事若干名ヲ置ク

第十二條

同一地域内拾名以上ヲ以テ地域分會ヲ設クルコトヲ得

第十三條

工場分會内規ハ別ニ之ヲ定ム

第十四條

第三章 支部
(一) 同一地域ニ於テ工場分會二個以上其組合員數五十名ニ達シタル場合ハ支部ヲ組織スルモノトス
(二) 支部組織ノ定員ニ滿ザル場合ハ本部ニ直屬シ補充部